

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】新型コロナウイルス感染症関係

- [緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金](#) ……1 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置](#) ……2 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します](#) ……3 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました](#) ……4 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度](#) ……5 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】](#) ……6 北海道労働局
- [トライアル雇用助成金\(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース\)のご案内](#) ……7 北海道労働局
- [産業雇用安定助成金のご案内](#) ……8 北海道労働局
- [専門家派遣のご案内\(食品製造事業者向け\)](#) ……9 北海道
- [地域商業ウイズコロナ対策支援事業費補助金の追加募集を受け付けています【更新】](#) ……10 北海道
- [酒類販売事業者特別支援金について【更新】](#) ……11 北海道
- [国の月次支援金のご案内【更新】](#) ……12 北海道
- [道特別支援金 A について【更新】](#) ……13 北海道
- [道特別支援金 B について【更新】](#) ……14 北海道
- [道特別支援金 C について【更新】](#) ……15 北海道
- [国の小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援を継続しています](#) ……16 北海道
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内](#) ……17 北海道
- [新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について](#) ……18 北海道
- [「新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業」について](#) ……19 北海道
- [道内中小企業向け感染防止対策支援事業について【更新】](#) ……20 北海道
- [雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について](#) ……21 北海道

【2】販路拡大・海外展開

- [令和元年度補正予算共同・協業販路開拓支援補助金の第4回公募を開始しました【新規】](#) ……22 北海道経済産業局
- [米国・Amazon 越境 EC『JAPAN STORE』出品支援事業の募集【新規】](#) ……23 ジェトロ北海道
- [国際ビジネスに関する相談窓口の設置について](#) ……24 ジェトロ北海道
- [ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて](#) ……25 ジェトロ北海道
- [高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援について](#) ……26 ジェトロ北海道
- [第34回北海道産品取引商談会 東京・大阪会場 開催について【新規】](#) ……27 北海道
- [令和3年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】](#) ……28 北海道
- [北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について【更新】](#) ……29 北海道
- [北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】](#) ……30 北海道
- [道産食品の輸出相談窓口に関するご案内](#) ……31 北海道

● ビジネス海外渡航支援事業について	……32	北海道
------------------------------------	------	-----

【3】経営支援・ものづくり

● 商工会・商工会議所による経営発達支援計画の第9回認定申請の募集を開始します	……33	北海道経済産業局
● 「事業再生・承継支援対策事業」について	……34	中小企業総合支援センター
● 「小規模企業者等設備貸与事業」について	……35	中小企業総合支援センター
● 「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について	……36	中小企業総合支援センター
● 北海道食品機能性表示制度[ヘルシーDo(ドウ)]第18回申請の受付について【新規】	……37	北海道
● 水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業の実施について	……38	北海道
● 食関連ものづくり産業振興事業専門家(アドバイザー)派遣の募集	……39	北海道
● ものづくり産業分野人材確保支援事業 道外人材確保支援補助金の募集	……40	北海道

【4】融資

● 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【1】に掲載	……17	北海道
● 勤労者福祉資金のご案内【更新】	……41	北海道

【5】雇用の確保

● 企業の「変革」に必要な専門知識等を持つ人材と道内中小企業とのマッチングを実施します【新規】	……42	北海道経済産業局
○ 高年齢労働者処遇改善促進助成金について	……43	北海道労働局
○ 人材確保等支援助成金について	……44	北海道労働局
○ キャリアアップ助成金について	……45	北海道労働局
○ 人材開発支援助成金について	……46	北海道労働局
● 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】	……47	北海道
● テレワーク環境整備事業費補助金について	……48	北海道
● 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	……49	北海道
● 労働相談窓口のご案内	……50	北海道
● 【UJターン新規就業支援事業】道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内	……51	北海道
● 北海道異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」	……52	北海道
● 北海道海外人材待機費用緊急補助金について	……53	北海道
● 北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください	……54	北海道
● 北海道短期おしごと情報サイト	……55	北海道

【6】人材育成

● 中小企業大学校旭川校 11月開講講座のご案内【更新】	……56	中小企業大学校旭川校
● 技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	……59	ポリテクセンター北海道
● 「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	……60	ポリテクセンター北海道
● 北海道立高等技術専門学院(MONO テク)及び北海道障害者職業能力開発校の令和4年度の訓練生を募集しています！	……61	北海道
● 能力開発セミナー(11～1月開講予定)のご案内【更新】	……62	北海道
● 「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内	……63	北海道

【7】各種相談

● 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載	……31	北海道
● 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【5】に掲載	……47	北海道
● 労働相談窓口のご案内【5】に掲載	……50	北海道
● 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	……64	北海道

【8】イベント・セミナー

● NoMaps Dream Pitch 2021 を開催します【新規】	……65	北海道経済産業局
--	------	----------

- [食関連分野オープンイノベーション・チャレンジピッチを開催します【新規】](#) ……66 北海道経済産業局
- [特別支援学校企業向け見学会のご案内【更新】](#) ……67 北海道

【9】その他

- [11月は令和3年度下請取引適正化推進月間です【新規】](#) ……68 北海道経済産業局
- [健康経営優良法人2022\(中小規模法人部門\)認定の申請受付が始まりました](#) ……69 北海道経済産業局
- [北海道最低賃金改定のお知らせ【更新】](#) ……70 北海道労働局

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大で、2021年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付します。

◆申請手続き

申請手続き等詳細については下記サイトをご覧ください

【URL】https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

※情報は随時更新します。

◆申請期間

7月分:2021年8月1日(日)~9月30日(木)

8月分:2021年9月1日(水)~10月31日(日)

9月分:2021年10月1日(金)~11月30日(火)

※原則、対象月の翌月から2か月間を申請期間とします。

4月・5月分:2021年6月16日(水)~8月15日(日)【終了】

6月分:2021年7月1日(木)~8月31日(火)【終了】

◆支給額

【中小法人等】上限20万円/月

【個人事業主等】上限10万円/月

ただし、地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う「協力金(※)」の支給対象事業者は給付対象外です。

※地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

◆問い合わせ先

月次支援金事務局 相談窓口

受付時間 8:30~19:00(土日、祝日含む全日対応)

【申請者専用】

TEL:0120-211-240

IP電話専用回線:03-6629-0479(通話料がかかります)

【登録確認機関専用】

TEL:0120-886-140

IP電話専用回線:03-4335-7475(通話料がかかります)

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

〈更新〉事前確認または通関時確認における提出書類について変更となりました。

詳細は以下を御覧ください。

【URL】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設します**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5 階
受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)
TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576
011-709-1783(直通)
FAX:011-709-2566
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を
パンフレットにまとめました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail:hokkaido-somu@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援制度」のご案内

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf>

民間金融機関による信用保証制度付き融資

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の業種指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大 5.6 億円の信用保証を可能としています。また、2021 年 4 月より、中小企業に対する金融機関の伴走支援や早期の事業再生を後押しするための信用保証制度を実施します。

政府系金融機関による融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等と特別利子補給制度を併せて活用いただくことで、実質的な無利子・無担保の融資を実施しているほか、セーフティネット貸付の要件緩和を行っています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2562)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

一般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主。

●特例の内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、一部内容を変更し、この特例措置を11月30日まで延長しております。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)を対象としております。
- ② 生産指標要件を緩和し1ヶ月5%以上の低下を対象としました。
- ③ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めました。
- ④ 助成率について、中小企業については、4/5へ、大企業については、2/3へ引き上げております。さらに事業主が解雇等を行わず雇用を維持した場合、中小企業については、9/10へ、大企業については、3/4へ引き上げております。(一定の要件あり)※特に業況が厳しい事業主の方(業況特例)や、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主の方(地域特例)については、中小企業及び大企業ともに、4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)になります。(一定の要件あり)
- ⑤ 雇用調整助成金の上限額についても、5月1日から一部内容を変更して「13,500円」になっておりますが、特に業況が厳しい事業主の方や、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主の方については、中小企業及び大企業ともに、「15,000円」になります。(一定の要件あり)

●雇用調整助成金の手続きを簡素化。

雇用調整助成金の申請手続等の更なる簡素化により、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図りました。(①以外は、すべての事業主に適用されます。)

- ① 小規模事業主(概ね20人以下)については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。また、休業についての申請様式を簡略化しました。※助成額=「実際に支払った休業手当額」×「助成率」
- ② 初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとすることとしました。
- ③ 支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化しました。
 - a「労働保険確定保険料申告書」のほか、「源泉徴収税」の納付書を用いて平均賃金額を算定できるようになりました。
 - b「所定労働日数」の算定方法を簡略化しました。

●最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について

※業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給します。

※支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に申請する必要がありますので、ご注意ください。

●緊急対応期間の延長

※現在の雇用情勢を鑑み特例措置を11月末まで延長いたします。

※令和3年12月以降の対応につきましては、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断されることとなります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）のご案内

（北海道労働局）

「トライアル雇用（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。

●概要

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方で、離職期間が3か月を超え、かつ就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成することにより、離職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●主な受給要件

本助成金は次の1の対象労働者を2の条件で雇い入れた場合に受給することができます。

1 対象労働者

(1) 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース

次の①から④のいずれにも該当する者であること

- ① 1週間の所定労働時間が 30 時間以上の無期雇用による雇入れを希望している者であって、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用制度を理解した上で、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用による雇入れについても希望している者であること
- ② ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等（以下「ハローワーク等」という。）に求職申込をしていること
- ③ ハローワーク等の職業紹介の日において、次のいずれにも該当しない者であること
・職業に就いている者、自ら事業を営んでいる者又は役員等に就いている者、学校に在籍している者、トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者
- ④ 次のアからウまでのいずれにも該当する者であること
ア 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた者であること
イ 離職の日の翌日から起算した離職期間が紹介日において3か月を超えていること
ウ 紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

(2) 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

次の①と②に該当する者であること

- ① 1週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の無期雇用による雇入れを希望している者であって、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用制度を理解した上で、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用による雇入れについても希望している者であること
- ② 上記(1)の②～④に該当する者であること

2 雇い入れの条件

- ① ハローワーク等から新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る紹介を受けるより前にハローワーク等に新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を出していること
- ② ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- ③ 原則3か月の新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルをすること
- ④ 1週間の所定労働時間が、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの場合は 30 時間以上、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は 20 時間以上 30 時間未満であること。

●助成金の支給額

(1) 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース

支給対象者1人につき月額最大4万円（最長3か月）が支給されます。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

支給対象者1人につき月額最大2万5千円（最長3か月）が支給されます。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

（雇用助成金さっぽろセンター） TEL:011-738-1056

●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html

産業雇用安定助成金のご案内

(北海道労働局)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

●主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

(1)対象:雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象

(2)前提:雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提

2 対象となる事業主

(1)新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)

(2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

●助成金の支給額

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

出向元が労働者の解雇などを行っていない場合

中小企業 9/10 中小企業以外 3/4

出向元が労働者の解雇などを行っている場合

中小企業 4/5 中小企業以外 2/3

上限額(出向元・先の計) 12,000 円/日

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

出向元と出向先に

助成額 各 10 万円/1 人当たり(定額)

加算額(注) 各 5 万円/1 人当たり(定額)

注 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さつぽろセンター) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

専門家派遣のご案内（食品製造事業者向け）
（道内食品製造業緊急総合支援事業）

（北海道）

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている食品製造業の中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

商品開発や製造・加工に関する事項など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導により継続的な事業活動を支援します。

◆事業概要等

○概要

【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている食品製造業の中小企業・小規模企業の皆さまに対して、専門家を派遣します。

【支援内容】

商品開発や品質・衛生管理、市場開拓、生産管理・製造コスト削減などに関するアドバイスを行います。

○申込方法

申込用紙を下記までお送りください。

①FAX:011-241-6730

②E-mail:hofiatk@orion.ocn.ne.jp

☆申し込み用紙のダウンロードはこちらから↓

http://www.hofia.org/pdf/expert_2021.docx

◆専門家派遣に係るお問合せ先

○事務局

名 称:一般社団法人北海道食品産業協議会

(札幌市中央区大通西8丁目2番地 北大通ビル5階)

TEL:011-241-6447

FAX:011-241-6730

地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助金の追加募集を受け付けています【更新】

(北海道)

道では、地域の商工団体等が実施する感染症対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動等の取組を支援する事業の追加募集を9月15日(水)から受け付けています。

◆事業概要

- 【事業主体】 ① 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織
- ・構成員数・会員数10者以上(申請日時点)
 - ・構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者(申請日時点)
 - ・参加構成員は同一の市町村内の事業者等で構成すること
- ※組織内の青年部、婦人部等は対象外とします

- ② その他法人化されていない上記①に類する組織

(①の要件に加え)

- ・設立して1年以上経過していること(申請日時点)
- ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること

※今年度、既に同事業の交付決定を受けた者は、今回の追加募集の対象になりません。

【事業内容】 事業主体が行う感染拡大防止及び販売促進に係る取組に対して支援します。

- 《例》・感染予防:マスク・消毒液・清掃器具等の消耗品、体温計等の購入 等
- ・販売促進:販促チラシ・ポスター作成、感染対策を万全にしたイベント開催 等

【補助内容】 ・補助率:3/4以内

・補助上限:1団体当たり100万円

・事業実施期間:令和3年(2021年)7月1日(木)～令和4年(2022年)1月31日(月)

※交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は指令前着手の届出が必要です。

ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です。

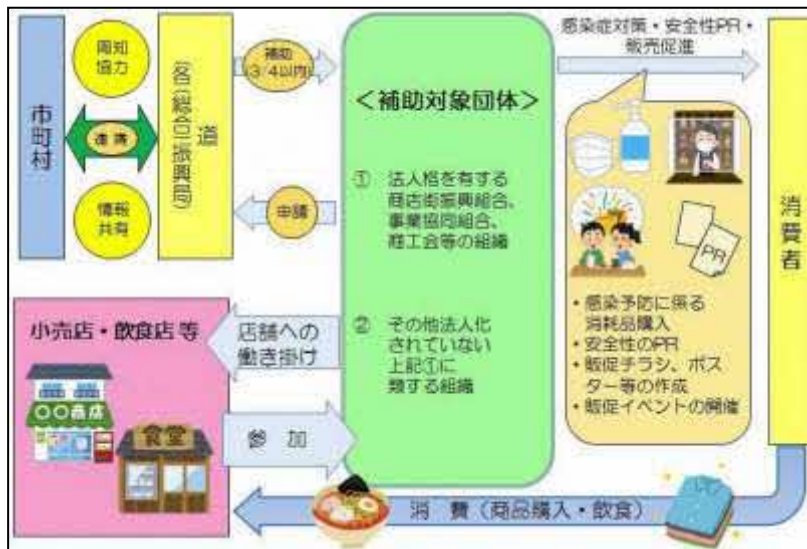
【募集期間】 令和3年(2021年)9月15日(水)～10月29日(金) ※(総合)振興局必着

※先着順です。予算の上限に達し次第、募集期間内でも受付を終了します。

申請書等の申請に必要な様式は下記中小企業課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r3with.htm>

◆事業のイメージ



◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局 中小企業課 (TEL:011-231-4111(内線:26-631))

各総合振興局・振興局産業振興部 商工労働観光課

酒類販売事業者特別支援金について【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等による飲食店の酒類提供停止の要請等の影響で、酒類の販売機会を失い、売上が大きく減少している酒類販売事業者を対象に、国の月次支援金に上乗せして支援金を給付します。対象月は、令和3年5月及び6月並びに8月及び9月です。

対象者

下記「給付要件」をみたとす、

酒税法に規定する酒類販売または酒類製造の免許を受けている事業者

※北海道内に本社・本店のある中小法人・個人事業者等とします

給付要件

次のすべての条件をみたとすこと

- 1) **対象月**（緊急事態措置が適用された月である **2021年5、6月及び8、9月**）の売上が対前年または対前々年同月比で**50%以上減少**しており、当該月に係る国の月次支援金を受給していること。
- 2) 緊急事態措置により酒類提供停止の要請等が行われた**特定措置区域**（※）の飲食店（要請に応じた店）と**直接・間接の取引があること。**
- 3) 当支援金の給付を受けた後にも事業を継続する**意思があること。**

※ 特定措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

給付額

対象月に係る前年度または前々年度からの売上減少額から、当該月の月次支援金支給額を控除した額を限度に、

法人20万円/月、個人事業者10万円/月を上限に給付します

申請受付期間

対象月：5、6月分 2021年7月30日(金)～2022年1月31日(月)

対象月：8、9月分 2021年9月24日(金)～2022年1月31日(月)

※制度の詳細や申請書様式等については、下記ホームページをご確認ください。

ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/syuruitokubetsushienkin.html>

お問い合わせ先

酒類販売事業者特別支援金事務局

TEL：011-798-0579

受付時間 平日 9:30～17:30

国の月次支援金のご案内【更新】

(北海道)

2021年の4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人等・個人事業者等の皆様に給付されるものです。

中小法人等 上限20万円 個人事業者等 上限10万円

要件1

国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けていること

※ 道の休業・時短営業に伴う協力の支給対象となっている事業者の皆様は、その期間が含まれる月は給付対象外です。それ以外の月は、要件を満たせば国の月次支援金の申請が可能です。含まれる対象外です。

要件2

2021年の**月間売上**が、2019年又は2020年の同月比で、**50%以上減少**

給付額

【中小法人等】上限 **20万円/月** 【個人事業者等】上限 **10万円/月**

申請受付期間

8月・9月・10月分：対象月の翌月から2ヶ月間

● **国の相談窓口**にご相談、お問い合わせください

URL：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

TEL：0120-211-240 IP電話等からの相談：03-6629-0479 (※通話料がかかります)

2020年11月～2021年3月の間（A）、2021年4月～7月の間（B）、2021年8月～10月の間（C）に時短にご協力いただいた飲食店等との取引がある事業者様や、北海道内の外出・往来自粛等による影響を受けた事業者様は

国一時支援金との併給は
できません

道特別支援金 A

中小法人等 **20万円**
個人事業者等 **10万円**

国月次支援金(4～7月)
との併給はできません

道特別支援金 B

中小法人等 **10万円**
個人事業者等 **5万円**

国月次支援金(8～10月)
との併給はできません

道特別支援金 C

中小法人等 **20万円**
個人事業者等 **10万円**

ぜひ、ご活用ください

道特別支援金Aについて【更新】
～国の一時支援金を受給できなかった道内事業者の皆様へ～

(北海道)

本道では、昨年の秋以降の感染症拡大に再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短に御協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様が経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設し、申請を受け付けております。

要件1

① 時短対象飲食店等
との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等
による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容
関係、各種教室、商店、昼間営業の飲食店など、
人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で50%以上減少

※1：比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

給付額

中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円

申請受付期間

2021年4月1日～2022年1月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101
受付時間 8:45～17:30（平日のみ）

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：札幌市内の2020年11月から2021年2月28日までの時短要請の対象である飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注4：道特別支援金Aは国の一時支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

道特別支援金Bについて【更新】
～国の月次支援金を受給されなかった道内事業者の皆様へ～

(北海道)

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、道特別支援金による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付しています。

要件1

① 時短対象飲食店等
との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来自粛要請等
による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、美容
院、各種教室、商店、昼間営業の飲食店など、人
流減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

※ 売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施

給付額

中小法人等 10万円
個人事業者等 5万円

申請受付期間

2021年7月2日～2022年1月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101
受付時間 8:45～17:30 (平日のみ)

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2021年4月から2021年7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店等や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注4：道特別支援金Aは国の一時支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

道特別支援金Cについて【更新】
～国の月次支援金を受給されなかった道内事業者の皆様へ～

(北海道)

8月以降、緊急事態措置により、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々に向け、新たな道特別支援金Cにより支援します。

要件1

① 時短対象飲食店等
との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等
による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容
関係、各種教室、商店、昼間営業の飲食店など、
人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年8月～2021年10月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

※ 売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施

給付額

中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円

申請受付期間

2021年10月12日～2022年1月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL: 011-351-4101
受付時間 8:45～17:30 (平日のみ)

※ 制度の詳細については、下記ホームページ上でお知らせしています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.html>

(右のQRコードからもアクセスできます)



国の小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援を継続しています
～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業～

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、道が1/12を上乗せ支援することにより、事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

道への申請受付は令和3年2月26日で終了しましたが、関係書類が整わず申請できなかった方々に対して、4月からも申請を受け付けています。

◆道の上乗せ支援の対象となる小規模事業者持続化補助金

令和2年（2020年）に申請した次の2種類が対象です（これから申請する場合は非対象です）。
なお、事業再開枠分については補助対象外です。

小規模事業者 持続化補助金の種類	令和元年度補正予算 ＜一般型＞	令和2年度補正予算 ＜コロナ特別対応型＞
道の上乗せ支援の 対象となる事業者	第1回（令和2年3月31日締切）及び 第2回（同年6月5日締切）分に採択され、 「新型コロナウイルス感染症加点の付与」 を希望した事業者 ※第3回分以降の採択事業者は、 補助対象外です	第1回（令和2年5月15日締切）から 第5回（同年12月10日締切）分までに 採択され、「類型A：サプライチェーンの 毀損への対応」の取組のみを行った事業者 ※類型B、Cの取組を行った採択事業者は、 補助対象外です
小規模事業者 持続化補助金の 補助率（上限額）	2/3（50万円）	2/3（100万円）

+

+

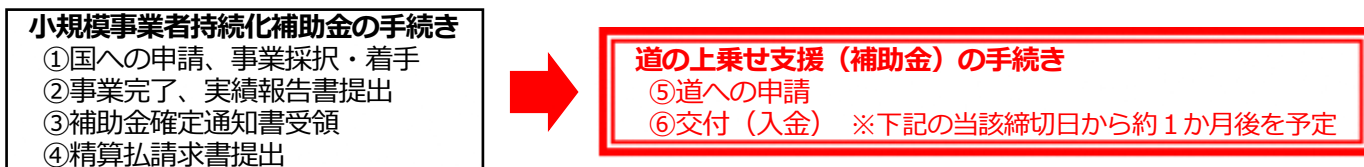
道の上乗せ支援の 補助率（上限額）	1/12（6万2,500円）	1/12（12万5,000円）
----------------------	----------------	-----------------



事業者の自己負担	1/4	1/4
----------	-----	-----

◆道への申請の流れ

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定・精算払請求書の提出後に、道へ申請いただくものです。



◆申請スケジュール 4月1日から申請を受け付けています

毎月末の締切日毎に取りまとめ、審査を経て、道の上乗せ支援の交付決定及び額の確定を行います。
なお、郵送物の追跡ができ、かつ配達時に受け取り確認ができる方法でお送りください。

第1回：令和3年4月30日(金)	第5回：令和3年8月31日(火)	第9回：令和3年12月28日(火)
第2回：" 5月31日(月)	第6回：" 9月30日(木)	第10回：令和4年1月31日(月)
第3回：" 6月30日(水)	第7回：" 10月29日(金)	第11回：" 2月28日(月)
第4回：" 7月30日(金)	第8回：" 11月30日(火)	※最終申請締切日(当日消印有効)

◆問い合わせ・申請先

道補助金交付要綱や申請様式など、詳細は北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.html

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL：011-231-4111（内線26-218）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	経済環境変化対応資金		ライフステージ対応資金
	経営環境変化対応貸付【認定企業】	経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)	企業体質強化貸付(資本性ローン協調)
融資象	① セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 ② セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等 ③ 危機関連保証の認定を受けた中小企業者等	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等 ① セーフティネット保証4号の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) ② セーフティネット保証5号の認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る) ③ 危機関連保証の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)	株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金
融資金額	2億円以内	4,000万円以内(左記2億円の内数)	4億円以内
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	10年以内(うち据置5年以内)	15年以内(うち据置5年以内)
融資利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可)	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可)	金融機関所定の利率
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります		
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	すべて信用保証協会の保証付き(伴走支援型特別保証)となります。	すべて信用保証協会の保証付き(経営改善サポート保証)となります。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内となります。
取扱期間	中小企業信用保険法の指定の期間内	令和4年(2022年)3月31日まで	令和4年(2022年)3月31日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合		

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/ninteikigyokorona-yuushi.html>

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/ninteikigyokorona-yuushi2.html>(伴走支援型)

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/shihonseironkyouchou.html>(企業体質強化貸付)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しています。

◆ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

◆注意事項

- ①当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。
- ②支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染症予防のため、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

◆URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

専門家派遣のご案内
(新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業)

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

◆事業概要等

概要

【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに
対して、専門家を2回程度派遣します。

【派遣内容】

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金などに関するアドバイスを行います。

【派遣専門家】

中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、店舗コンサル、社会保険労務士等を
派遣します。

申込方法

以下の方法で申込みください。内容を確認後、担当者から折り返し連絡します。

①Web申込み

<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

②FAX申込み

011-231-1388

③電話申込み

0800-800-2551 (フリーダイヤル)

◆専門家派遣に関する専用窓口

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター

事務局：札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階

受付時間：9:00～17:00 (月～金曜日)

TEL：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

FAX：011-231-1388

E-mail：corona@shindan-hkd.org

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専用窓口へ直接訪問することはお控えください。

道内中小企業者向け感染防止対策支援事業について【更新】

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者の皆さまが、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援します。

◆事業概要

※ 詳細は、下記【問い合わせ先】欄に記載のホームページをご確認ください。

補助金額

補助上限額：75,000円

補助率：3/4以内

※補助対象の金額は税抜、補助金額は千円未満切り捨て
※申請は1事業者につき1回限り



申請受付

■ eラーニング受講期間

~~【第1回目】 2021年7月30日(金)～8月31日(火)~~
【第2回目】 2021年9月1日(水)～11月30日(火)

■ 申請受付期間

【随時受付】 2021年7月30日(金)～12月17日(金) ※ 消印有効

※ご注意ください！

- ・補助金の申請にはeラーニングを受講し、修了証を取得いただく必要があります。(紙での受講を希望される方は、コールセンターまでご連絡ください。)
- ・受講期間中であっても予定数に達した時点で受講を締切ります。(受講状況は事務局ホームページでお知らせ致します。)

補助対象者

※下記その他、別に定める申請要件を全て満たす必要があります。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する道内の中小企業者（道内に本社・本店を有する中小法人、道内に住所を有する個人事業者）で道内に店舗を有し、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者

（例）飲食店、キッチンカー、小売店、学習塾、エステサロン、スポーツジム等

対象経費

令和3年6月18日から申請日までの間に購入、設置、支払が完了した備品

具 体 例	①飛沫感染予防対策	アクリル板、防護スクリーン ※ビニールカーテンは対象外
	②接触感染予防対策	非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、非接触オーダーシステム
	③換気による感染予防対策	空気清浄機(※)、サーキュレーター、扇風機(※)、換気扇、CO2センサー ※性能等の基準又は条件あり
	④その他	上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象

【問い合わせ先】

飲食事業者等感染防止対策補助金事務局

<https://elearning.hokkaido.jp/>

コールセンター 011-330-8299

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ

雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について

(北海道)

道では、道内の企業・個人事業主が速やかに雇用調整助成金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、雇用調整助成金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスをし、事業者の申請をサポートしています。

◆サポート窓口

設置場所	住 所	連 絡 先
本庁経済部雇用労政課 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁9階	011-204-5353 011-204-5354
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-204-5827
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0061
後志総合振興局商工労働観光課 小樽商工労働事務所	倶知安町北 1 条東 2 丁目 小樽市富岡 1 丁目 14-13	0136-23-1362 0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通 56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原 4 丁目 6 16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6829

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金 : 祝日除く)

◆注意事項

- ①当該窓口は、雇用調整助成金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、助成金の申請を代行するものではありません。
- ②助成金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

令和元年度補正予算 共同・協業販路開拓支援補助金の第4回公募を開始しました【新規】
(北海道経済産業局)

全国商工会連合会では、中小企業・小規模事業者支援団体等が行う、展示会・商談会・催事販売の開催、継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みの構築等を支援する、共同・協業販路開拓支援補助金の第4回公募を開始しました。

また、本補助金の公募説明会をオンラインで開催します。

◆**実施機関**

商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、商店街等組織、地域の中小企業・小規模事業者の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

◆**補助対象事業**

・展示会・商談会型

商談目的の展示会・商談会(主催または他社主催への出展)で展示・宣伝を行い、支援する企業の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、企業の新たな取引先を増加させる取組。

・催事販売型

支援する企業の商品・サービスの物販会や即売会を主催または他者が主催する物販会や即売会に出展することにより、売上高増加を支援する取組。

・マーケティング拠点型

支援する企業の商品・サービスの想定ターゲットが申請時点で明確化されており、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

補助上限額・補助率

補助上限額:5,000万円以内

補助率:経費区分毎に定額または2/3以内

◆**公募期間**

2021年9月30日(木)~12月3日(金)17:00(必着)

第5回公募開始(全類型):2022年3月末日(予定)

◆**応募方法等**

申請書、応募方法等、事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.shokokai.or.jp/kyodokyogyo/>

◆**申請・問い合わせ先**

全国商工会連合会 共同・協業販路開拓支援補助金事務局

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 19 階

E-mail: shijo@shokokai.or.jp

TEL:03-6268-0086(対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00 土・日・祝日除く)

米国・Amazon 越境 EC 『JAPAN STORE』 出品支援事業の募集【新規】

(ジェトロ北海道)

ジェトロでは、Amazon と連携し、米国 Amazon.com(BtoC)および、Amazon ビジネス(BtoB)上に日本商品特集ページ「JAPAN STORE」を設置、日本企業の越境 EC を活用した輸出を支援します。

また、初めて Amazon で商品を販売する方やサイト内広告を試してみたい方向けに、追加広告費の一部をジェトロが補助します(希望者のみ)。

<事業のポイント>

(1)ジェトロと Amazon が共同で特集ページ「JAPAN STORE」を設置

月間 4.7 億人が利用する Amazon.com(BtoC)、および、法人・個人事業主が利用する Amazon ビジネス(BtoB)に日本商品の特集ページを設置。Amazon 内外でのストアのマーケティング活動のほか、日本の商品のマーケティングを実施。

(2)Amazon 担当者による出品サポート

初めて Amazon に出店する方にはマンツーマンで Amazon の担当が日本語でサポートするほか、越境 EC での成功に向けた多様なコンテンツ、気軽に聞けるオフィスアワーを設定。

(3)広告運用を支援するジェトロプレミアムプラン

希望する中堅・中小企業 500 社を対象に、11 万円(1,000 米ドル)相当の米国 Amazon.com 及び米国 Amazon ビジネス内の広告枠を約 1/3 の価格(4 万円)で用意。

支援内容	Amazon.com および Amazon ビジネスへの出店支援及びプロモーション支援
対象地域	米国
対象者	日本企業及び在米日系企業 ※日本企業: 在日本企業もしくは個人事業主の場合は、開業届を税務署に提出済みであること ※在米日系企業: 日本企業の商品を扱っており、10%以上日本企業の資本が入っている在米の事業者(企業もしくは事業登録がなされている個人事業主)
対象品目	食品(酒類を除く)、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品、キッチン、ホーム(家電・家具・ガーデンなど)、オフィス(文具・PC など)、スポーツ・アウトドア(カー用品含む)、ホビー(ゲーム・おもちゃ・ペットなど)、ギフト商品 ※詳細は応募要件をご確認ください。
参加費	プレミアムプラン 40,000 円(税込) / 基本プラン 無料 ※上記のほか、Amazon 出品費用(月額手数料、販売手数料等)は別途必要です。詳細は Amazon WEB サイトをご確認下さい。
募集締切	プレミアムプラン: 2021 年 10 月 29 日 基本プラン : 2022 年 3 月末予定

◆JAPAN STORE 事業ホームページ

<ジェトロウェブサイト>

<https://www.jetro.go.jp/services/amazon-japan-store.html>

<アマゾン「JAPAN STORE」ウェブサイト(お申込みはこちら)>

<https://sell.amazon.co.jp/grow/promotions/japan-store>

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL011-261-7434

FAX011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL: <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューを Facebook やメールニュースでも発信しております>

Facebook: <https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

◆時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道経済部 経済産業局 国際経済課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)

ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて

(ジェトロ北海道)

ジェトロ北海道では、「デジタルを活用したジェトロの新たな海外展開支援」の取り組みの一環として、道内企業のオンラインビジネススキルの向上に取り組み、マーケットインによる海外販路開拓を支援します。

<JAPAN STREET(海外バイヤー向けオンラインカタログサイト)>

JAPAN STREET 事業は、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはカテゴリーやキーワードをもとに手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示すと、事業者にはジェトロ経由で見積や商談(オンライン含む)の依頼が届きます。

事業内容	ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト ※事業者の皆さまはページをご覧いただくことはできません
対象者	日本企業及び海外進出日系企業 ※ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
対象品目	食品(生鮮品、加工食品、飲料等)、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品等
参加費	無料
対象国・地域	ジェトロがネットワークを有する国・地域(予定)
募集締切	2022年3月31日12時00分

◆JAPAN STREET 事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

<JAPAN MALL(海外におけるEC販売プロジェクト)>

JAPAN MALL 事業は世界 60 以上の連携先 EC バイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品のプロモーションを連携先とジェトロが実施します。

事業内容	海外 EC 事業者の EC サイトおよび一部店頭等での日本製品の販売 (商品により販売チャネルは限定される場合があります。)
対象者	日本企業及び海外進出日系企業
対象製品	食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨 等
登録費用	無料(別途サンプル費及び送料等が発生する可能性があります)
募集締切	提携企業により異なります。詳細はホームページをご覧ください。

◆JAPAN MALL 事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall.html

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援について

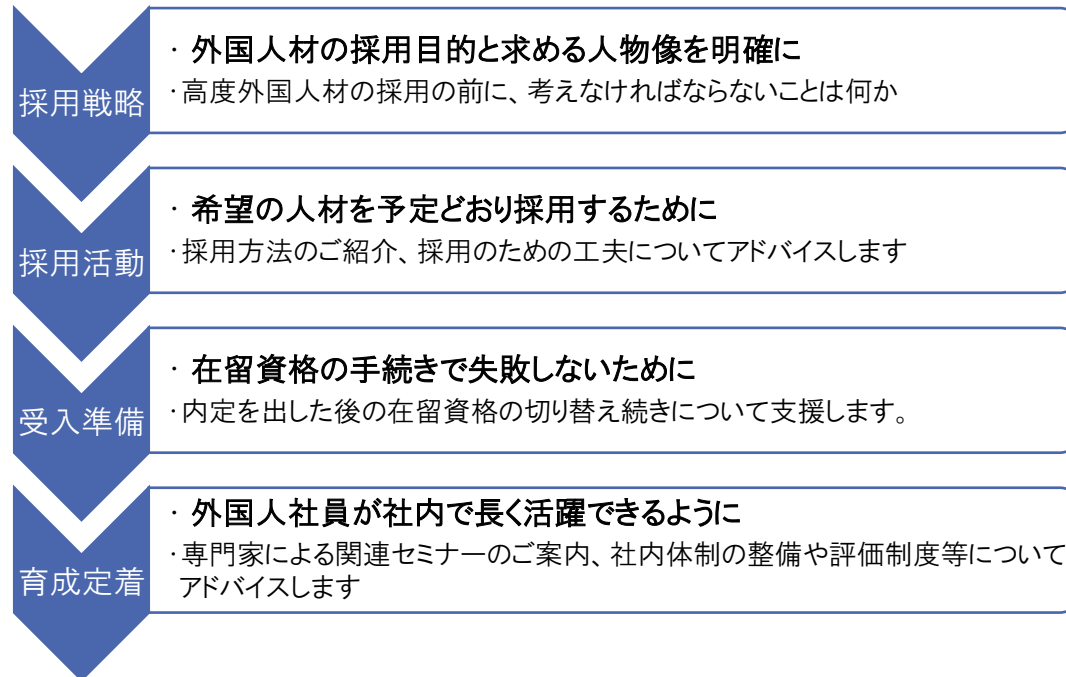
(ジェトロ北海道)

関係機関の取り組みや高度外国人材に関連する情報に精通したコーディネーターが、継続的な訪問を通じて、高度外国人材採用の計画策定の支援から採用活動、採用後の社内制度整備まで、必要なサービス・関連情報を提供し、一貫して支援します。

◆概要

コーディネーターから継続的なアドバイスを受けながら、高度外国人材の採用や育成・定着など、それぞれの段階で必要なサポートを受けることが可能です。

<高度外国人材活用に向けた4つの段階に合わせた支援>



◆募集期間

2021年4月1日(木)～2021年12月24日(金)(定数に達し次第締切)

◆支援対象

高度外国人材の採用・育成・定着を通じた海外ビジネスの拡大をめざす中堅・中小企業

◆支援企業総数

200社程度

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

第34回北海道産品取引商談会 東京・大阪会場 開催について【新規】

(北海道)

道内で生産された食品の関東・関西地域での販路拡大を図るため、第34回北海道産品取引商談会 東京・大阪会場を開催します。

○概要(東京・大阪共通)

【対象商品】

道内で生産、製造された農産・水産・畜産物並びに加工品、菓子、飲料等の食品

【対象】

道内に本社(本店)のある上記対象商品の製造・加工メーカー及び取扱企業、団体
※その他出展条件等がありますので、出展要綱をご確認ください。

【申込期限】

令和3年11月29日(月)

【HP】

http://www.dousanhin.com/news/bz_talk/

【申込方法】

上記 URL から申込書類一式をダウンロードし、関係書類を添付の上、事務局あてにご郵送ください。

○概要(東京会場)

【主催】

北海道、(一社)北海道貿易物産振興会、北海道どさんこプラザ
※特別協力:(株)北洋銀行

【日時・場所】

令和4年2月8日(火) 13時00分～17時00分
東京交通会館 12階ダイヤモンドホール(東京都千代田区有楽町2-10-1)

○概要(大阪会場)

【主催】

北海道、(一社)北海道貿易物産振興会、(株)北洋銀行
※特別協力:(株)三井住友銀行、(一社)全国スーパーマーケット協会

【日時・場所】

令和4年2月10日(木) 13時00分～17時00分
ホテル阪急インターナショナル 4階紫苑(大阪市北区茶屋町19-19)

【問合せ・申込み先】

事務局:(一社)北海道貿易物産振興会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル1階
TEL:011-251-7976
FAX:011-251-0230

令和3年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】

(北海道)

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関(教育・警察含む。)での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

令和3年度についても、次のとおり募集を行っています。

◆対象者

次のいずれかに該当し、道内で新商品を生産又は新役務を提供する方々。

- 1 道内に本店を有する中小企業者
- 2 道内に住所を有する個人
- 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
- 4 道内の事業協同組合等

◆募集期間

令和3年(2021年)10月12日(火)～令和3年(2021年)11月26日(金)

◆応募方法

認定を受けるには、「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書」(実施計画(第5号様式))を添付のうえ、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
 - 1 定款(個人の場合は住民票)
 - 2 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
 - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

【申請書等提出先】

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/top_page.html

◆お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127

e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

◆認定後の支援

表彰企業プレミアムパッケージ事業(認定後の支援)

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.html>)

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内) など

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々に、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光 PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の 15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の 7 日間が開催基本期間です。有楽町店については、7 日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台 1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

◆募集期間

開催期間 募集期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10～1/10	3/10～4/10	6/10～7/10	9/10～10/10

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosankogaiyore.htm>

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3ヶ月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ)

※羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ①道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ②自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示に関する法令を遵守していること。
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること。
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること。

◆募集期間

テスト販売期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
募集期間	1/4～2/20	4/1～5/20	7/1～8/20	10/1～11/20

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosankogaiyore.htm>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

ビジネス海外渡航支援事業について

(北海道)

道では、事業活動の維持・継続のためのビジネス海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成します。

◆事業内容

1 事業概要

ビジネス活動のための海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成し、道内中小・小規模事業者の事業活動の維持・継続を支援します。

2 対象要件

道内中小・小規模事業者
※別途要件あり。

3 対象経費

出入国時に必要となる陰性証明書の取得に必要となる新型コロナウイルス感染症に係る検査費用、陰性証明書発行手数料

4 補助率・補助上限額

1/2 ・ 上限額10万円

5 申請受付期間

令和3年5月19日から令和4年2月28日

◆問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 経営支援係

TEL: 011-204-5331

FAX: 011-232-8127

商工会・商工会議所による経営発達支援計画の第9回認定申請の募集を開始します
(北海道経済産業局)

経済産業省では、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するために商工会・商工会議所が市町村と共同で作成する「経営発達支援計画」の第9回募集を開始します。

◆**制度概要**

2014年度から商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)に措置された制度です。

需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画策定やその着実な実施等を商工会・商工会議所が事業者に寄り添って行う支援計画(経営発達支援計画)を、国が認定・公表します。2019年度の改正により、商工会・商工会議所は市町村と共同で作成することとなりました。

計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市町村と連携して、地域の小規模事業者が売上を立てるための経営戦略に踏み込んだ支援を「伴走型」で展開します。

◆**認定申請手続・ガイドライン**

- ・北海道管内の商工会及び商工会議所は、申請書提出期間内に北海道経済産業局まで認定申請書を提出してください。
- ・申請を検討されている北海道管内の商工会及び商工会議所は、早めに当局まで相談ください。認定申請を行うにあたっては、以下のウェブサイトをご覧ください。
【URL】<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html>

◆**第9回認定のスケジュール**

- 申請書提出期間:2021年11月1日(月)~11月8日(月)17:00
- 認定審査会:2022年2月中旬
- 第9回認定:2022年3月

◆**申請・問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL:011-709-2311(内線 2576)
FAX:011-709-2566
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

「事業再生・承継支援対策事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、各市町村・商工団体・金融機関・支援機関と連携し、個別相談対応や専門家派遣等を行い、道内中小・小規模企業者が抱える事業再生や経営改善、事業承継に関する課題解決に向けて支援します。

次の支援メニューで道内中小・小規模企業者をサポートします！

◆個別相談対応

道内6地域に配置するコーディネーターが、地域の支援機関と連携して、企業訪問等により個別相談を行います。事業再生や経営改善、事業承継に関する課題整理や事業計画・事業承継計画の策定等を支援します。

◆事業承継診断

事業承継はできるだけ早い段階から準備を行っていくことが大切です。コーディネーターによる事業承継診断を通じて、後継者の有無や事業承継の準備状況など、自社の現状や今後の方向性を確認することができます。

◆専門家派遣

事業再生や経営改善、事業承継等の多岐にわたる経営課題に対して、専門的な知識・経験を有する専門家(当センターに登録する税理士・中小企業診断士等)を無料で派遣し、課題に応じた適切な助言を行います。

◆セミナー

道内中小・小規模企業者の事業承継を推進するため、事業承継の進め方や事業承継事例のご紹介、事業承継支援施策の説明等を内容とするセミナーを無料で開催します。

次のようなご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

事業再生・経営改善のご相談	事業承継のご相談
◆ 売上拡大や利益向上に取り組みたい	◆ 事業承継の進め方について相談したい
◆ 厳しい資金繰りへの対策を考えたい	◆ 経営状況・課題を見える化したい
◆ 経営状況・課題を見える化したい	◆ 事業承継計画を作成したい
◆ 事業計画を策定したい	◆ 株式や資産の譲渡について相談したい
◆ 事業再生計画の策定を検討したい	◆ 経営者保証の解除について相談したい

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F
 (公財)北海道中小企業総合支援センター 電話 011-232-2018 メール shoukei@hsc.or.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 ①(借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②(利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③(株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦 リース	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内) 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
		利率	割賦
	リース		(月額リース料率)0.998%~2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
		リース	毎月払い
保証金	割賦	貸与金額の 5%	
	リース	なし	
連帯保証人	道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

(※)貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	<ul style="list-style-type: none"> ■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合 ■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 ^{※1} (法人)
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2023年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2033年3月31日

※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

◆主な投資対象要件

要件1	<p>(a)親族外の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継)</p> <p>(b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継)</p> <p>※親族を除く。</p> <p>※既に代表者が交代済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。</p>
要件2	<p>(1)道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること</p> <p>(2)後継者の意欲はあっても、株式の買収資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと</p> <p>(3)事業承継計画の提出があること</p> <p>(4)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと</p> <p>(5)最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>(6)直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと</p> <p>※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。</p>

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

北海道食品機能性表示制度[ヘルシーDo (ドウ)]第18回申請の受付について【新規】

(北海道)

令和3年(2021年)11月1日(月)から、ヘルシーDoの第18回申請受付を開始しますので、お知らせいたします。

北海道食品機能性表示制度[愛称:ヘルシーDo]

本制度は、健康食品等に含まれる機能性成分に関して、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を**北海道が認定する**制度であり、平成25年4月から、**全国初**の地方自治体版の機能性食品表示制度としてスタートしたものです。

道内で製造された食品について、**機能性の科学的根拠を踏まえ差別化**を行うことにより、消費者の方々に適切な商品選択の情報提供を行うとともに、北海道の食関連産業の付加価値向上を支援することを目的としています。

認定基準

「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」とは

- ・食品に含まれる成分(機能性素材)について、健康の維持・増進効果の検証のために行われた**ヒト介入試験**の結果に基づき**論文**が作成された研究

科学的研究の水準

- ・研究結果に基づき作成された論文が、同分野の複数の専門家による**査読**付きの学術論文誌に掲載されていること

対象等

[商品]加工食品

[要件]・商品に含まれる**機能性素材が北海道で製造**されていること

・**北海道で製造された商品**であること

※北海道での加工が困難な一部の工程については、道外での加工を認められる場合がある

・制度の認定を受けた日から、6か月以内に販売する予定であること

[研究対象]単一成分・組成物

[申請受付]5月及び11月

制度の特徴

- ・研究の対象は、「機能性成分(素材)」であること。 ・「一定水準の研究の存在」を認定するものであること。
- ・北海道が効果効能を保証するものではないこと。 ・効果効能を表示することは不可であること。



表示イメージ



◆申請受付期間

令和3年(2021年)11月1日(月)～令和3年(2021年)11月30日(火)

◆申請書提出先(提出方法:郵送又は直接持込み)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道 経済部 食関連産業局 食産業振興課 食品研究係

※申請書様式等は、当室ホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/ks/hyouziseido.html>

◆お問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業局 食産業振興課 食品研究係(TEL:011-204-5226(直通))

水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業の実施について

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症や近年の主要魚種の不漁による影響を受け、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営体質強化のため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

◆事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること。
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売(取付工事等を含む)等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和3年4月12日から令和4年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちら → https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/4/4/3/7/7/7/ r3_suisan_kakou.pdf

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当:経営支援部 佐々木(貢)、小山、若狭

TEL	011-232-2402(直通)
FAX	011-232-2011
URL	https://www.hsc.or.jp
E-mail	keieishien@hsc.or.jp

**本道の食を支える食関連機械産業の製品開発を応援します！
食関連ものづくり産業振興事業専門家（アドバイザー）派遣の募集**

（北海道）

北海道では、本道が優位性を持つ「食」を支える食関連機械産業の育成・振興を図るため、食品メーカー等の生産性向上に資する製品開発に取り組む道内食関連機械メーカーに対し、専門家を派遣し、製品開発を支援します。

◆概要

【対象・募集数】

- ・対象 食品メーカー等の生産性向上に資する製品開発を行う次の業種の事業者であること。
（該当する事業を行っていること。）

生産用機械器具製造業(E26)、食料品製造業(E09)、飲料・たばこ・飼料製造業(E10)、
情報サービス業(G39)、業務用機械器具製造業(E27)、情報通信機械器具製造業(E30)、
インターネット付随サービス業(G40)、通信業(G37)、映像・音声・文字情報制作業(G41)

- ・募集数 5社

（応募企業が5社を超えた場合は、開発する製品の新規性や技術的優位性等を勘案し、派遣先企業を選定します。）

【派遣期間・回数、支援する経費】

- ・派遣期間

令和3年(2021年)5月～令和4年(2022年)2月

- ・回数 5回程度

- ・支援する経費 専門家への謝金、旅費

【申込方法】

- ・下記問い合わせ先まで、利用申込書(URL からダウンロード)を提出してください。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/shokuhinkikai-R3senmonka.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL:011-204-5323 FAX:011-232-2139
E-mail:keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

ものづくり企業の人材確保を応援します！
ものづくり産業分野人材確保支援事業 道外人材確保支援補助金の募集

(北海道)

北海道では、ものづくり企業の人材確保を図るため、補助対象となる事業者が道外在住の求職者と道外で面接を行い、雇用契約を締結した場合、面接に係る経費の一部を助成します。

◆**補助金の概要**

【補助対象者】

次の業種の事業者であること。(該当する事業を行っていること)

輸送用機械器具製造業(E31)、電子部品・デバイス電子回路製造業(E28)、
電気機械器具製造業(E29)、繊維工業(E11)、化学工業(E16)、
プラスチック製品製造業(E18)、ゴム製品製造(E19)、
金属製品製造業(E24)、情報通信機械器具製造業(E30)、通信業(G37)

【補助対象事業】

事業者が道外において道外在住の求職者との面接を行い、面接後に正社員として雇用契約を締結すること。

ただし、次の各号のいずれの要件にも該当すること。

- 1 主に内部管理業務以外の業務に従事する者の雇用であること。
- 2 雇用契約にあつては、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用があること。
- 3 有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法に沿った雇用契約が結ばれており、就業規則も整備されていること。
- 4 週2日(4週8休)以上の休日を設けていること。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内

【補助対象経費】

事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費

【補助上限額】

雇用契約を締結した者1名につき5万円以内
(通算限度額は、1事業者につき10万円)(補助額は千円未満切り捨て)

◆**申請**

詳細は、補助金交付要綱をご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/dougai-jinzai-kakuho.html>

◆**問い合わせ先**

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL:011-204-5323 FAX:011-232-2139
E-mail:keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

勤労者福祉資金のご案内 【更新】

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)		① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、2022年3月末の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**企業の「変革」に必要な専門知識等を持つ人材と道内中小企業とのマッチングを実施します
～ 専門人材×多様な働き方で企業の経営課題を解決 ～ **【新規】****

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、昨今の社会情勢の変化によって、これまでの業務、業態の見直し等(事業再構築、生産性向上、DX等)を始める道内中小企業と、その見直し等に必要な特定の分野の専門知識、経験を持つ人材とのマッチングを実施します。

◆**概要**

新型コロナウイルスの感染拡大や人口減少など経営環境が大きく変化するなか、事業の見直しやデジタル・トランスフォーメーション(DX)などの「変革」に取り組む企業が増えています。

しかしながら、そのような変革に必要な専門的知識等を有する人材(以下、「専門人材」)を獲得するためには、転居による居住地の変更や給与面の処遇など、人材側・企業側双方に課題も存在しています。

本事業では、こうした「変革」に必要な専門人材を従来の正社員採用にこだわらず、リモートワーク、副業、兼業といった多様な働き方を取り入れることによって新しいカタチの人材確保を支援します。

◆**実施体制**

委託事業者:(株)道銀地域総合研究所、リージョンズ(株)

マッチングの流れは以下をご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20211004/flow.pdf>

◆**今後のスケジュール(予定)**

10月以降:企業の人材ニーズの収集、必要な人材の明確化、人材候補の募集

11月以降:マッチングの実施(事業の実施は2022年3月30日まで)

本事業に関心がある方は以下をご覧ください。

【URL】https://regions.co.jp/lp/r3_hokkaido-matching/index.html

◆**問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業人材政策室

TEL:011-709-2311(内線2560)

FAX:011-709-1911

E-mail:hokkaido-sangyo-jinzai@meti.go.jp

高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

◆主な支給要件

- ・賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額(A)が増額改定前6ヶ月間の受給総額(B)と比較して95%以上減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

◆支給額

令和3年度、4年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $4/5$ (中小企業以外は $2/3$)を乗じた額

令和5年度、6年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$)を乗じた額

◆支給申請回数

最大4回(6ヶ月×4回)

◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さつぽろセンター6階)

TEL:011-788-9132

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和3年4月1日改正)。

コースの種類と概要		助成額
雇用管理制度助成コース	雇用管理制度の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 57万円(生産性要件を満たした場合、72万円)
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の合計額(税込)の20% (生産性要件を満たした場合、35%) ※上限 150万円
中小企業団体助成コース	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業数500以上) 上限 1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円
人事評価改善等助成コース	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 80万円(生産性要件を満たすとともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給)
外国人労働者就労環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の1/2 (生産性要件を満たした場合、2/3) ※上限 57万円(生産性要件を満たした場合、72万円)

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html
- ・外国人就労環境整備助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(令和3年4月1日改正)

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	① 有期→正規: 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期: 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規: 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	重度障害者等を ① 有期→正規: 120万円(90万円) ② 有期→無期: 60万円(45万円) ③ 無期→正規: 60万円(45万円) 上記以外の障害者を ④ 有期→正規: 90万円(67万5,000円) ⑤ 有期→無期: 45万円(33万円) ⑥ 無期→正規: 45万円(33万円) 最初の6か月を1期、次の6か月を2期とし、2期分の支給総額を表示
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人: 95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人: 19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人: 28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人: 1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人: 47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人: 95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人: 14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人: 1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度等共通化コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合又は法定外の健康診断制度を新たに設け、延べ4人以上実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合(1事業所当たり)	19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) ※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の助成額を加算 2%以上 3%未満: 19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>) 3%以上 5%未満: 29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満: 47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満: 66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満: 94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上 : 13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長: 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満: 45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満: 90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満: 13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満: 18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さつぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる 訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注:()内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合 (※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●労働生産性の向上に直結する訓練 ●若年労働者への訓練 ●技能承継等の訓練 ●グローバル人材育成の訓練 ●雇用型訓練 (※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%】(※2) 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%】(※2) 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練 コース (※3)	事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●一般職業訓練 ●有期実習型訓練 ●中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇 付与コース	事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 	定額助成:30万円	定額助成:36万円
		<ul style="list-style-type: none"> ●有給・無給の長期教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇実績が生じた場合に助成 	経費助成<定額>:20万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 6,000円/日・人	経費助成<定額>:24万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 7,200円/日・人

※1 ①特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）

②認定実習併用職業訓練

※2 ①雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

②セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 非正規雇用労働者が対象。

※4 一人当たり（訓練時間数に応じた上限額あり）。なお、中小企業等担い手育成訓練は経費助成の対象となりません。

※5 生産性要件に該当する場合は、別途支給申請が必要となります。

上記助成金の詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
 （雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆11月の事業所向けセミナー

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員は各6人です)

1 各種助成金制度の活用 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

① キャリアアップ助成金セミナー	11/9(火) 14:00~15:30
② 人材開発支援助成金セミナー	11/30(火) 14:00~15:30
③ 特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金セミナー	11/24(水) 14:00~15:30
④ 人材確保・業務改善・両立支援助成金セミナー	11/16(火) 14:00~16:00

2 雇用保険関係セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

① 雇用保険事務手続きセミナー	11/11(木) 14:00~16:00
② 電子申請活用セミナー	11/18(木) 14:00~15:30
③ 雇用継続給付セミナー	11/25(木) 14:00~16:00

*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。(30分)

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

テレワーク環境整備事業費補助金について

(北海道)

道では、テレワークの普及・定着のため、厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコース/機器等導入助成)」に上乗せ補助を実施します。

◆事業内容等

区 分	内 容
補助率	20%
上限額	65万円
対象者	厚生労働省の「人材確保等支援助成金(テレワークコース/機器等導入助成)」の支給決定通知を受けている事業主

(厚生労働省 人材確保等支援助成金 (テレワークコース) の概要)

区 分	内 容	
目 的	良質なテレワークの新規導入・実施による、労働者の人材確保や雇用管理改善等の推進	
対象者	新たにテレワークを導入する中小企業主	
対象経費	①就業規則等の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者、労働者に対する研修	
助成額・要件	通常 助成率:30% 上限額:以下のいずれか低い方の金額 100万円 又は 20万円×対象労働者数	○以下のどちらかに該当 ・評価期間(3ヶ月)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施 ・評価期間(3ヶ月)の対象労働者のテレワーク実施回数が週平均1回以上
	加算 助成率:20%(※35%) 上限額:以下のいずれか低い方の金額 100万円 又は 20万円×対象労働者数 ※一定の目標を達成した場合	○以下の両方を満たした場合に加算(令和4年度支給) ・評価期間後1年間の離職率≤計画提出前1年間離職率 ・評価期間後1年間の離職率≤30%

◆申込方法等

(道)テレワーク環境整備事業費補助金について

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/03teleworkhozyo.htm>

(国)人材確保等支援助成金(テレワークコース)について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

◆支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所（16ヶ所）〕

- ・ 経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・ 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・ 後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
<土曜日> 13:00～16:00
※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 労働相談ホットラインでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の方や労働者の方の相談にも応じております。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zenpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



**【UIJターン新規就業支援事業】
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内**

(北海道)

「UIJターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村(※)に移住した場合に、移住者に最大100万円を支給する制度です。北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住(予定)者が応募し就職する必要があります。

マッチングサイトに掲載する求人広告は大手民間求人サイトにも無料で掲載されるので応募者確保につながります。求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

(※令和3年8月末現在で道内118市町村が実施しています。)

◆移住支援金の概要 (対象市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください)

- (1) 東京23区(在住者又は通勤者)から本制度を実施する市町村に移住し、道のマッチングサイトに掲載されている法人に就職した方に支給します。
- (2) 移住支援金は、世帯100万円、単身60万円です。

◆法人の登録要件 (詳細は北海道ホームページの実施要領をご確認ください)

下記のいずれにも該当する法人であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 本社所在地が東京圏の場合は、求人が勤務地限定型社員であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

◆法人登録の受付

北海道「UIJターン新規就業支援事業」(法人向けページ)より登録申請書を作成し、道のメールアドレスに送付してください。

- ・ 北海道「UIJターン新規就業支援事業」(法人向けページ)(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>)
- ・ 移住支援金対象法人登録マニュアル
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/5/7/6/9/7/8/howto-registration8.pdf>)
- ・ メールアドレス(jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp)

移住支援金対象法人
登録マニュアル



◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

北海道異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方が、北海道内の人手不足が深刻な対象職種に、異なる職種から就職した場合、就職された方と雇用した企業の双方に奨励金を支給することにより、早期就職を促進するとともに、道内企業の人材確保を支援します。



主な支給要件

北海道内の事業所に、令和3年3月1日から令和3年11月30日までに、下記の対象職種の業務に主に従事する正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内に予備審査依頼を提出し、3ヶ月以上勤務した者。

対象となる職種

- 農林漁業の職業 ●建設・探掘の職業
- 建築・土木・測量技術者 ●医療技術者
- 社会福祉の専門的職業 ●介護サービスの職業
- 保健医療サービスの職業
- 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 機械整備・修理の職業 ●自動車運転の職業
- 調理人 ●警備員 ●水産物加工工 ●建設機械運転工

※対象は「職種」ですので、建設会社や介護施設への就職であっても、事務の職種に主に従事する場合は対象外です。

予備審査依頼受付期間

令和3年12月30日まで

※ただし雇用日から1ヶ月以内(消印有効)

※令和3年11月30日までに正社員等

として雇用される必要があります。

①求職者への奨励金 (様式1)

- コロナ禍により離職し、違う職種から対象職種へ就職した方を対象に、**30万円**を支給します(申請は1回限り)。
- 求職者が転居を要した場合は、**20万円**を上限として転居費用の実費を支給します。

②企業への受入奨励金 (様式2)

- 上記の方を雇用した企業等に対し、雇用1名につき**30万円**を支給します。(新卒の方は対象外)

主な要件 ①、②共通

- ・正社員等として雇用され3ヶ月以上勤務
- ・就職前1年間、同職種に従事していない

(予備審査依頼 提出期限例)

- ・ ○月 1日雇用→翌月 1日消印有効
- ・ ○月 31日雇用→翌月 30日消印有効

※「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約により、かつ、一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間と同じである労働者のこと。(パートやアルバイトなどの短時間労働者は対象外)

※ 試用期間がある場合、試用期間も含めて1年以上の労働契約であること。1年未満の試用期間のみの労働契約は対象外。

お問い合わせ先

今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター

受付時間:月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

TEL:050-3629-4176

※日曜・祝日・年末年始や上記時間外はメールで受付し、後日回答致します

E-mail: challenge_contact@cc-hokkaido.jp

★詳細は特設サイトをご覧ください



北海道海外人材待機費用緊急補助金について

(北海道)



令和3年度海外人材確保緊急支援モデル事業

北海道海外人材待機費用緊急補助金の申請受付を開始しました！

申請期間 **2021年4月1日～2022年3月18日**

※2021年3月17日入国/4月1日チェックアウト済みから2022年3月3日入国/3月18日チェックアウト済みまで

！ 待機完了後、1か月以内に申請を行ってください。

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。

補助対象者

外国人を雇用している道内企業

道内に所在する事業所において、海外人材(2021年4月1日以降に入国後の待機が完了し「対象の在留資格」を持つ外国人)を雇用する法人又は個人

対象在留資格

① 技能実習 ② 特定技能

③ 経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動（インターンシップ、EPA等）の内、**「対象の14業種 ※1」**で就労するもの

※1 介護分野、ビルクリーニング分野、素材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食料品製造分野、外食業分野

対象費用

水際対策対応のため道内企業等が負担した宿泊費（実費）

（※2021年4月1日から2022年3月18日17時までに申請した分）

補助額

1人 1万円 / 泊（上限）× 15泊（上限）

特設サイトから必要書類をご確認ください。



特設サイト

URL <https://cbwk.net/duB>

キャリアバンク 海外人材待機費用 **検索**

お問い合わせ窓口

WEBからのお問い合わせ

フォーム URL <https://cbwk.net/ITb>



011-251-5803

電話受付時間 平日 9:00-17:00

■ gtk-info@career-bank.co.jp FAX 011-231-5133

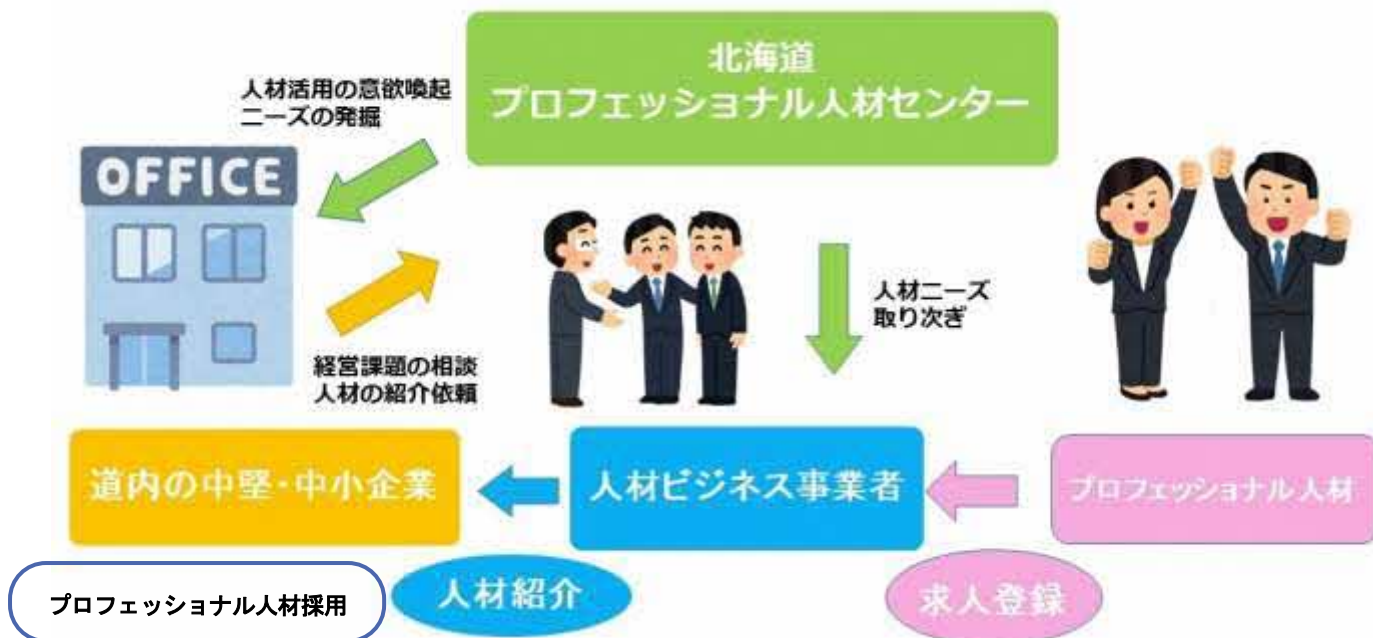
< 事業主体 > 北海道

< 申請受付窓口 > キャリアバンク株式会社 海外事業部

北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください

(北海道)

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性向上などをリードするプロフェッショナル人材の活用をご提案し、採用をサポートします。



◆ プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいいます。

- 経営人材・経営サポート人材(企業経営経験者、事業部管理等のマネジメント経験者等)
- 新規事業・販路開拓人材(営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業でのマネジメント経験者等)
- 生産性向上人材(生産管理責任者・工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等)
- 副業・兼業人材(都市部企業などで働いているフリーランスも含めた専門性のある人材)

◆ 企業の成長実現に向け、新たな人材及び副業・兼業人材の活用を検討しているときは北海道プロフェッショナル人材センターにお気軽にご相談ください。

経営者を支える人材が欲しい

新製品・新技術の開発力を高めたい

ピンポイントで専門性のある人材を活用したい

ECサイトをリニューアルできる人材を短期間活用したい

海外進出に向けた責任者が欲しい

◆ 問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀別館ビル7階

TEL:011-233-1428 FAX:011-207-5220

WEB:<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>



北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

◆北海道短期おしごと情報サイト

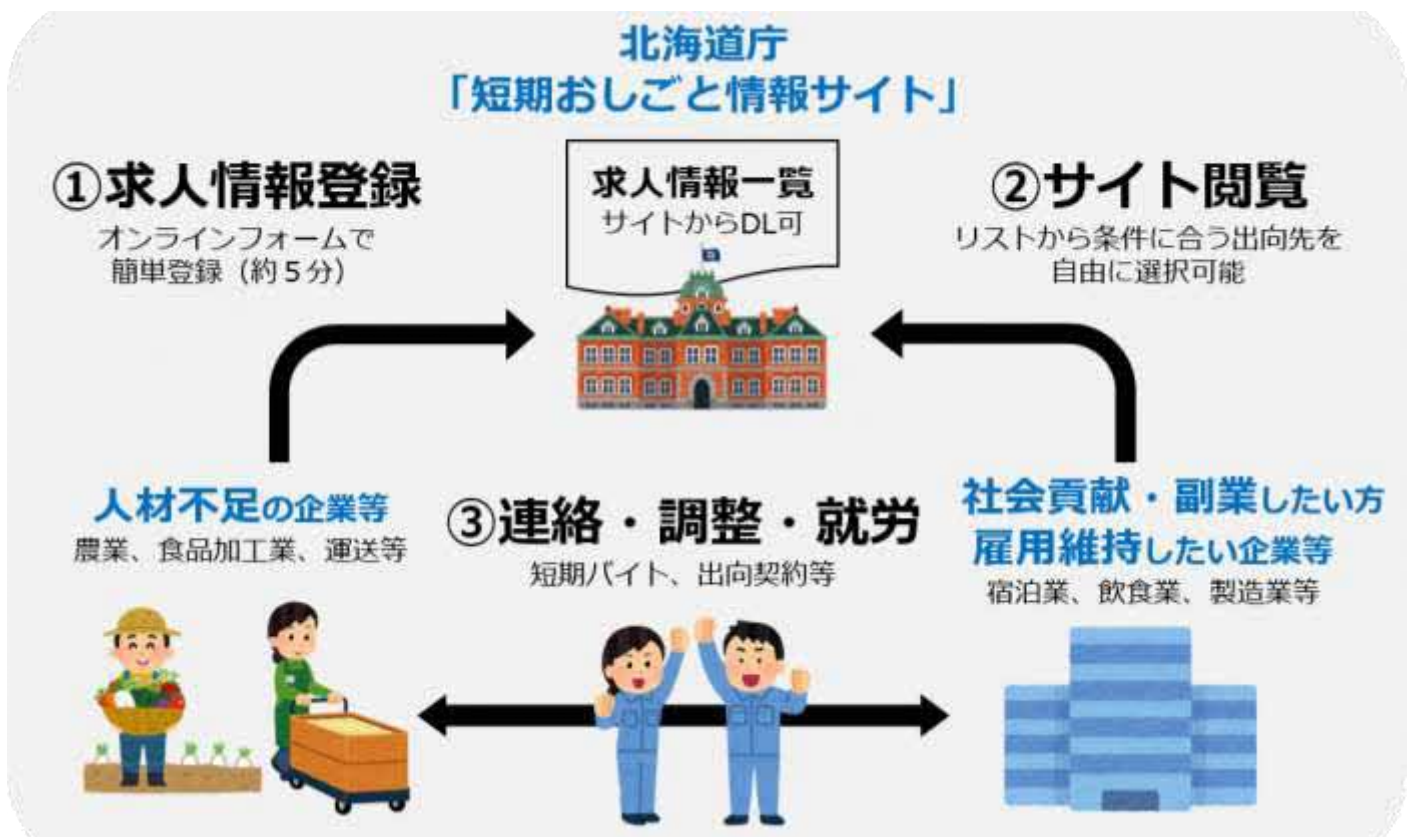
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.html>



◆開設

令和2年4月23日

◆活用イメージ



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】

- ・雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 11月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2021年11月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【公的助成制度】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ (<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>) をご覧下さい。

旭川校 HP



No.28 企業法務講座(札幌キャンパス開催)
～ 企業法務とリスクマネジメントの勘所 ～

この研修では、中小企業が直面しやすい法的トラブルを未然に防ぐための企業法務の基礎知識や考え方を習得するとともに、多様で複雑なリスクに対応するリスクマネジメントのあり方について学びます。

◆この研修のポイント

1. 経営者や経営幹部が知っておくべき企業法務の基礎知識を学びます。
2. 企業経営に必要な「法的なもの見方や考え方」を身につけます。
3. 多様で複雑なリスクに対応するリスクマネジメントのあり方を理解します。

◆研修期間 11月4日(木)～11月5日(金) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015k8a.html>

No.29 インサイドセールス講座
～ コロナ時代に最適な新しい営業の仕組みづくり ～

この研修では、「訪問せずに」顧客を開拓し、良好な関係を築き、キーパーソンとの出会いにつなげる「非訪問型営業(インサイドセールス)」導入のポイントと効果的に活用する営業の仕組みづくりについて理解を深め、ニューノーマル時代に適した自社の営業のあり方を考えます。

◆この研修のポイント

1. 訪問せずに顧客開拓、関係性構築を進める方法(インサイドセールス)を学びます。
2. 自社の営業を見直し、ニューノーマル時代に適した仕組みを構築するためのイメージがつかめます。
3. インサイドセールスの効果的な運用のポイントを学び、事例やツールの紹介を通じて、今後の取り組みの展望を得ます。

◆研修期間 11月15日(月)～11月16日(水) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 グローカルマーケティング株式会社 代表取締役 今井 進太郎 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015kb9.html>

No.204 経営幹部の脳内キーワードの棚卸(伊達開催)
～ 自社の経営資源を徹底的に見える化する ～

この研修では、将来的に会社を成長させるために、自社の社内環境や事業環境について徹底的に棚卸しし、自社の経営ビジョンを明確にした経営戦略の策定を通じて、今何をすべきか考える戦略的な思考を身につけます。

◆この研修のポイント

1. 自社の経営環境を正しく理解し、自社の現状を徹底的に分析します。
2. 自社の将来ビジョンを明確にし、成長シナリオを検討します。
3. 経営者、経営幹部が共に学ぶことで、経営への参画意識が高まります。

◆研修期間 11月19日(金)～11月20日(土)、12月3日(金)～12月4日(土) 計4日間
(※インターバルがあります。)

◆研修時間 18時間

◆対象者 経営者、経営幹部

◆受講料 29,000円(税込)

◆講師 Chaos ASIA 合同会社 代表 依田 知則 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos000001tes9.html>

No.30 人事・労務管理の基本と実務
～ 基礎から学ぶ労務管理とトラブル対応策 ～

この研修では、管理者として押さえておきたい労務管理の基本、法律改正のポイントを学びます。また、トラブル事例等から企業が備えるべき労務管理を学び、自社の労務管理の点検に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 労働関連法規の成り立ちから最新動向までを体系的に学びます。
2. 働き方改革や労働関連法規の改正の最新情報を学びます。
3. 身近な労務トラブル事例から備えておくべき対策と発生時の対応を学びます。

◆研修期間 11月24日(水)～11月25日(木) 2日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 AT WILL&KOJIMA SR 代表 小島 慎一 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2021/favgos0000015kkq.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に「ものづくり分野」を主とした「能力開発セミナー」を2~5日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

<令和3年度能力開発セミナー開催予定(11月~1月) 受講申込受付中!!>

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M007	油圧実践技術	11/11-12(14H)	10	11,000
	1M001	2次元CADによる機械設計技術(AutoCAD編)	12/6-8(18H)	20	9,500
	1M010	NC旋盤プログラミング技術	12/7-8(12H)	20	5,500
	1M009	NC旋盤加工技術	12/9-10(14H)	10	12,000
	1M017	半自動アーク溶接技能クリニック	12/9-10(12H)	8	18,500
	1M015	被覆アーク溶接技能クリニック	12/13-14(12H)	8	18,500
	1M019	TIG溶接技能クリニック	12/16-17(12H)	8	17,500
	1M002	2次元CADによる機械設計技術(AutoCAD編)	1/11-13(18H)	20	9,500
	1M022	精密測定技術(長さ測定編)	1/17-18(12H)	10	10,000
	1H116	生産現場に活かす品質管理技法(表計算ソフトによるQC7つ道具活用編)	1/24-25(12H)	10	8,000
電気・電子	1D009	一般用電気工作物の施工技術	11/20-21(12H)	10	13,000
	1D010	一般用電気工作物の施工技術(応用)	11/27-28(12H)	10	13,000
	1D111	PLCによるタッチパネル活用技術	11/25-26(12H)	10	9,000
	1D011	自家用電気工作物の施工技術(電灯回路編)	11/29-30(12H)	10	15,500
	1D012	自家用電気工作物の施工技術(動力・計器回路編)	12/1-2(12H)	10	15,500
	1D112	PLCプログラミング技術	12/9-10(12H)	10	9,000
	1D113	PLCプログラミング技術	12/23-24(12H)	10	9,000
	1D013	シーケンス制御による電動機制御技術	1/13-14(12H)	10	8,000
	1D114	タブレット端末を利用した通信システム構築	1/13-14(12H)	10	21,000
	1D115	PLC制御の応用技術	1/20-21(12H)	10	9,000
居住	1H002	実践建築設計2次元CAD技術(製図支援編)JwCAD	11/10-11(12H)	10	7,000
	1H004	実践建築設計2次元CAD技術(クロックメニュー編)JwCAD	11/16-17(12H)	10	10,000
	1H013	実践建築設計2次元CAD技術(製図支援編)JwCAD	12/13-14(12H)	10	7,000
	1H106	現場のための電気保全技術	12/9-10(12H)	10	10,000
	1H112	PLCによる電動機制御の実務(現場で出来る故障対応)	12/20-21(12H)	10	8,000
	1H010	高齢者配慮住宅のリフォーム計画実践技術	12/23-24(12H)	10	7,000
	1H107	自動火災報知設備工事の施工・保守技術	1/13-14(12H)	10	14,000
	1H017	実践建築設計3次元CAD技術	1/15、22(12H)	10	11,500
	1H014	実践建築設計2次元CAD技術(製図支援編)JwCAD	1/20-21(12H)	10	7,000
	1H019	実践建築設計2次元CAD技術(製図支援編)AutoCAD	1/25-26(12H)	10	9,000
	1H012	隅木・振垂木の施工実践技術	1/25-27(18H)	10	14,500

※実施場所は、すべてポリテクセンター北海道です。

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)

生産性向上人材育成支援センター(訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

<令和3年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付開始!!> ※1名から受講可能

番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)	実施場所
札16	チーム力の強化と中堅ベテラン従業員の役割	R4.1/26	30名	3,300円	札幌
札17	AI(人工知能)活用	R4.2/10	30名	3,300円	札幌
札18	RPAを活用した業務効率化・コスト削減	R4.2/18	30名	3,300円	札幌
名2	相手に伝わるプレゼン資料作成	R3.12/3	15名	2,200円	名寄
旭2	集客につなげるホームページ作成	R3.12/9.10.16.17	15名	3,300円	旭川

オーダーメイドコースのご案内

企業のご要望(ニーズ、日程、場所、カリキュラム内容等)に合わせて、当センターのカリキュラムモデルをカスタマイズした「オーダーメイドコース」をご利用いただけます!

できちゃうんです! その1

受講しやすい料金設定!
(2,200~6,600円(税込)/人)

※人材開発支援助成金の利用も可能
(条件を満たす場合)



できちゃうんです! その2

自社の事情や社員の能力に
合わせてカリキュラムを設定!

※社内研修プログラム内に
組込むことも可能



できちゃうんです! その3

自社の会議室で受講可能!
プロの講師がやってくる!



できちゃうんです! その4

訓練コースの繰り返しや
ステップアップの設定が
可能!



※オーダーメイドコースの場合、受講者は「6名以上」から承ります。
複数の企業・団体(事業主団体、商工会など)合同開催も可能です。
※ご連絡をいただいてから実施までは、約2ヶ月程度必要となります。

お気軽に
ご相談ください!



【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958
<機構のホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



北海道立高等技術専門学院(MONO テク)及び北海道障害者職業能力開発校の

令和4年度の訓練生を募集しています！

(北海道)

道立高等技術専門学院(全道8学院)と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に職業訓練を行っております。

各学院等では令和4年度の訓練生を下記の通り募集しておりますので、知識や技能等を身に付け就職を目指している方は是非ご応募ください。なお、募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院等のホームページを開設しておりますので、次のアドレスよりご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/a0001>



◆ 選考日程等

施設 (選考区分)	高等技術専門学院		障害者職業能力開発校
	推薦選考	一般選考	一般選考
出願期間	令和3年11月1日(月) ～11月20日(土)	令和3年11月21日(日) ～12月10日(金)	令和3年11月1日(月) ～11月19日(金)
選考日	令和3年11月25日(木)	令和3年12月16日(木)	令和3年12月6日(月)
応募資格	○学校長推薦 令和4年3月高校卒業見込みの方	○自己推薦 高校を卒業した方等	・高校を卒業した方(令和4年3月卒業見込みの方を含む) 又はこれと同等以上の学力を有すると認められた方(高卒者と同等以上の技能習得能力を有すると認められる方を含む) ・短期課程については、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	調査書	志望理由書	学力試験(国語、数学)
その他	面接試験		
	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

◆ お問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356番地1号	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18番地1号	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774
北海道経済部産業人材課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者(従業員)のより高い資格の取得や能力のレベルアップを考えている企業の皆様へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆北海道労働政策協定を踏まえ、平成28年1月28日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者により、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置し、相談対応や情報提供を行っています。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

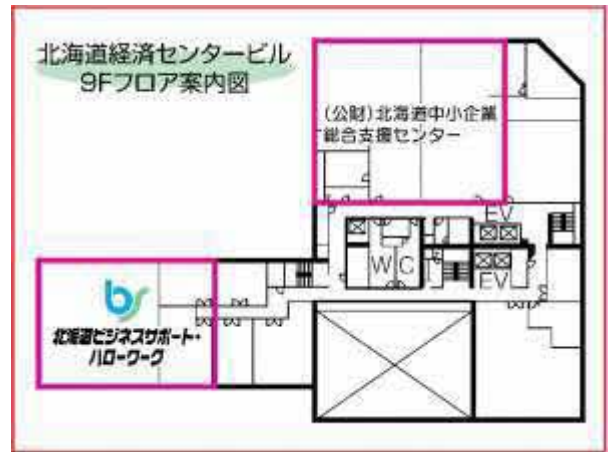
能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

○助成金

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金(実施機関：北海道労働局)

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622
 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <http://www.jobcafe-h.jp/>

NoMaps Dream Pitch 2021 を開催します
～ バイオテクノロジー、ものづくり、IoT など様々な分野のビジネスプランを発表！【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、10月29日(金)に、技術シーズや斬新なアイデアを基に事業化を目指す起業家・スタートアップ企業によるビジネスプランコンテストをオンラインで開催します。

優秀チームには、東京で開催される全国規模のピッチコンテストへの参加の機会等を提供し、北海道から新たなイノベーションの創出を目指します。

◆開催概要

【日時】2021年10月29日(金)13:00～17:00

【配信方法】Youtube(視聴無料)

プログラム(予定)

13:00～ 主催者挨拶(北海道経済産業局長、北海道総合通信局長)、趣旨説明等

13:20～ 参加チームによるプレゼンテーション(8チーム×発表7分・質疑7分)

15:35～ 昨年の優秀者によるプレゼンテーション

最優秀賞:(株)AmbiRise、優秀賞:HIL0(株)

16:20～ 審査発表、表彰

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20210930/index.htm>

◆申込方法

以下の申込フォームから申し込みください。

【URL】https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/hokkaido02/202110_dream_pitch

申込締切:2021年10月27日(水)12:00

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課

TEL:011-709-2311(内線 2585,2587,2589)

E-mail:hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

食関連分野オープンイノベーション・チャレンジピッチを開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、関東経済産業局、農林水産省と連携し、食関連分野におけるオープンイノベーションを促進するため、大手・中堅企業 5 社の食関連分野の様々なニーズを発表し、中小・スタートアップ企業等から、新規事業の開発や課題解決を行うための提案を募集するピッチイベントを開催します。

◆開催概要

日時:2021年11月5日(金)13:30~15:30

配信方法:YouTube Live(視聴無料)

※当日は、SAPPORO Incubation Hub DRIVE(札幌市中央区大通西3丁目 道新ビル2階)のセミナールームにおいて、視聴することができます。

対象:中小企業・スタートアップ企業、大学・研究機関、自治体、支援機関等

主催:経済産業省関東経済産業局・北海道経済産業局、農林水産省

協力:(独)中小企業基盤整備機構、Kawasaki-NEDO Innovation Center、SAPPORO Incubation Hub DRIVE

プログラム

・国内外におけるフードテックの動向(農林水産省)

・大手・中堅企業のニーズ発信(5社・各15分)

(株)ニチレイ:食と健康、フードロス対策

イオンアグリ創造(株):オーガニック普及、物流費削減、安定生産、スマート農業等

フクシマガリレイ(株):高品質な解凍技術、食品保存技術等

(株)大平きこ研究所:黒舞茸の自動収穫・パッケージ技術、製造技術等

日鉄エンジニアリング(株):大規模沖合養殖における生産管理システム等

各企業のニーズ概要は以下をご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20211004/needs.pdf>

※マッチングは、視聴者から各企業に直接連絡していただくほか、主催機関でも対応します。

※北海道経済産業局では、専門家等を活用しマッチング後のフォローアップを実施します。

・オープンイノベーションに関する施策紹介(関東経済産業局、北海道経済産業局)

◆申込方法

以下のウェブサイトから申し込みください。

【URL】https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/open_innovation/challenge_pitch2021.html

申込締切:2021年11月2日(火)17:00

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課

TEL:011-709-2311(内線2587)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

今年度も実施します！！
特別支援学校企業向け見学会のご案内【更新】

(北海道)

北海道では、障がい者雇用を検討する企業を対象とした特別支援学校の見学会を実施しています。生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的としています。ご都合のよい日程で、ぜひご参加ください！！

◆開催日程

月 日	学 校 (住 所)
9月28日(火)	札幌稲穂高等支援学校(札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1) ※受付終了
10月6日(水)	札幌高等養護学校(札幌市手稲区手稲前田485-3) ※受付終了
10月12日(火)	雨竜高等養護学校(雨竜町字尾白利加92-21) ※受付終了
10月13日(水)	小樽高等支援学校(小樽市銭函1丁目10-1) ※受付終了
10月15日(金)	札幌みなみの杜高等支援学校(札幌市南区真駒内上町4丁目7-1) ※受付終了
10月19日(火)	美深高等養護学校あいべつ校(愛別町字南町27番地) ※受付終了
10月28日(木)	美深高等養護学校(美深町字西町25番地)
11月18日(木)	新篠津高等養護学校(新篠津村第45線北13) ※8月19日(木)から日程変更
11月19日(金)	白樺高等養護学校(北広島市輪厚621-1) ※10月5日(火)から日程変更
11月24日(水)	札幌あいの里高等支援学校(札幌市北区あいの里4条7丁目1-1) ※9月1日(水)から日程変更
11月30日(火)	千歳高等支援学校(千歳市真々地2丁目3-1)
12月7日(火)	小平高等養護学校(小平町鬼鹿田代577番地2)
12月8日(水)	旭川高等支援学校(旭川市5条西5丁目)
12月14日(火) ※3校合同開催	中札内高等養護学校幕別分校(幕別町南町81番地1) ※10月19日(火)から日程変更 北海道中札内高等養護学校 北海道新得高等支援学校
2月4日(金)	伊達高等養護学校(伊達市松ヶ枝町105-13)

◆当日は、概ね10時開始、12時40分頃終了となり、主な内容は、

①学校説明 ②障がい者雇用に関する説明 ③校内(作業学習)見学 ④質疑・アンケート等を予定しています。

◆参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

①申込専用サイトでのお申し込みの場合は、下記のウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.harp.lg.jp/6JJAZGf3>

②ファックスでお申し込みの場合は、下記ウェブサイトから、参加申込書をダウンロードし、ファックス送信してください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/tokubetusiengakkoukengakukai_hika.htm

※当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへリンクしていますので、ご覧ください。

◆その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、日程の変更、中止となることがありますので、下記ウェブサイトで最新の状況を御確認ください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/tokubetusiengakkoukengakukai_hika.htm

※「特別支援学校見学会 北海道」で検索してください。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係 担当 友田、狩野

TEL:011-204-5349(ダイヤルイン) FAX:011-232-1038

11月は令和3年度下請取引適正化推進月間です
～ トラブルの未然防止に 発注書面 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省中小企業庁及び公正取引委員会では、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請代金法)の的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法(以下、下請振興法)に基づく、振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引の適正化を図っています。特に、毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請代金法及び下請振興法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

今年度の主な取組みは、以下のとおりです。

◆普及・啓発事業

下請取引適正化推進講習会の開催(公正取引委員会との連携事業)

オンライン(適正取引支援サイト)により、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します(11月掲載予定)。

【URL】<https://tekitorisupport.go.jp/>

適正取引講習会(テキトリ講習会)の開催(中小企業庁独自事業)

日頃感じている下請取引における疑問や不安を一挙に解決。親事業者と下請事業者の適正な取引の推進を図るため、オンライン形式での講習会の実施等により、下請代金法、下請振興法等の普及・啓発を行います。

下請かけこみ寺の利用促進(中小企業庁独自事業)

下請かけこみ寺(全国48ヶ所(道内は札幌市)に設置)では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けています。そして問題解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

【URL】<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

詳細は以下をご覧ください。

【URL】<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001006/2021001006.html>

◆広報活動

当局および北海道管内の行政機関・関係団体と協力し、「下請取引適正化推進月間」の趣旨の周知、ウェブサイトやポスター等により、下請取引適正化のための普及・啓発活動を行います。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL:011-709-2311(内線 2562,2574~2576,2579)
FAX 011-709-2566,011-728-4364
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

健康経営優良法人 2022（中小規模法人部門）認定の申請受付が始まりました

（北海道経済産業局）

経済産業省は、企業が従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として、社会的に評価される環境を整備することを目的に、健康経営優良法人認定制度を創設し、健康経営の普及・促進に向けて取り組んでいます。

この度、本制度を運営する日本健康会議※では、健康経営優良法人 2022(中小規模法人部門)の申請受付を 8 月 30 日から開始しました。

◆申請方法

詳細は、以下をご覧ください。

【URL】https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html

<申請する際の留意事項>

所属する保険者が実施している「健康宣言」等に参加し認定されていること。

※保険者による健康宣言の取組の有無については、所属されている保険者にお問い合わせください。

※保険者とは、健康保険の保険者(全国健康保険協会、健康保険組合等)を指します。

大規模法人部門で申請をご検討の企業・団体の方は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeieido-chousa.html

健康経営優良法人 2022(中小規模法人部門)説明資料

制度概要や今年度の変更点、各項目のポイント等を解説した説明資料は、以下のウェブサイトをご覧ください。

・健康経営優良法人の申請について

【URL】https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html

・健康経営優良法人 2022(中小規模法人部門)今年の概要と主な変更点

【URL】https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/chusho2022_setsumeishiryo.pdf

◆申請期間

2021 年 8 月 30 日(月)～11 月 1 日(月)17:00

認定時期:2022 年 3 月頃(予定)

◆申請先

申請書の提出先は、加入する保険者により以下のとおり異なります。

・全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、その他国民健康保険組合、共済組合等

→健康経営優良法人認定事務局

・全国土木建築国民健康保険組合

→全国土木建築国民健康保険組合 健康支援室(土木建築国保組合において取りまとめの上、認定事務局に提出されます)

◆問い合わせ先

健康経営優良法人認定事務局 (株)日経リサーチ(委託先)

TEL:03-5296-5172(受付時間:平日 10:00～17:30)

E-mail:kenkoujimu@nikkei-r.co.jp

北海道最低賃金改定のお知らせ **【更新】**

(北海道労働局)

みんなチェック！最低賃金。

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

時間額 **889** 円

(効力発生效年月日 令和3年10月1日)

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室 TEL 011-709-2311 (内線 3533)

・札幌中央 労働基準監督署	TEL 011-737-1191	・滝川 労働基準監督署	TEL 0125-24-7361
・札幌東 労働基準監督署	TEL 011-894-2815	・北見 労働基準監督署	TEL 0157-88-3983
・函館 労働基準監督署	TEL 0138-87-7605	・室蘭 労働基準監督署	TEL 0143-23-6131
江差駐在事務所	TEL 0139-52-1028	・釧路 労働基準監督署	TEL 0154-45-7835
・小樽 労働基準監督署	TEL 0134-33-7651	・名寄 労働基準監督署	TEL 01654-2-3186
倶知安支署	TEL 0136-22-0206	・留萌 労働基準監督署	TEL 0164-42-0463
・岩見沢 労働基準監督署	TEL 0126-22-4490	・稚内 労働基準監督署	TEL 0162-23-3833
・旭川 労働基準監督署	TEL 0166-99-4704	・浦河 労働基準監督署	TEL 0146-22-2113
・帯広 労働基準監督署	TEL 0155-97-1243	・苫小牧 労働基準監督署	TEL 0144-88-8899